

公 告

下記のとおり随意契約：オープンカウンタ方式による見積り合わせに付します。

記

1. 電子調達システムの利用

本工事は、府省共通の「政府電子調達システム」 (<https://www.geps.go.jp/>) を利用した見積書の提出及び見積り合わせ手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による見積書等の提出も可とする。

2. 随意契約：オープンカウンタ方式による見積り合わせに付する事項等

- (1) 工 事 名 国有建物解体撤去工事（佐賀市久保田町）
- (2) 工 事 概 要 建物解体撤去等工事
- (3) 工 事 場 所 佐賀市久保田町大字江戸字竜王335番1
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成30年12月21日まで
- (5) 見積参加申込期限 平成30年10月19日（金）17時
- (6) 証明書等の受領期限 平成30年10月22日（月）17時
- (7) 委任状の受領期限 平成30年10月24日（水）17時
- (8) 見積書の受領期間 平成30年10月23日（火） 9時から
平成30年10月24日（水）17時まで（必着）
紙による提出の場合は、9時～12時及び13時～17時
- (9) 開札の日時及び場所 平成30年10月25日（木）10時00分
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
福岡合同庁舎本館4階 福岡財務支局 小会議室
- (10) (8)から(9)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 随意契約：オープンカウンタ方式による見積り合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成29・30年度財務省北九州地区競争参加資格審査において、業種区分「解体工事」の「B」又は「C」等級に格付けされ、責任をもって工事を完成することができる者。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（以下「更生手続等開始申立者」という。）については、手続開始の決定後、競争参加資格の再審査を受けていること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 更生手続等開始申立者（上記(1)の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- (7) 当該地方支分部局の所属担当官が行った入札及び見積り合わせの結果、落札者又は落札候補者となりながら正当な理由なくして契約を締結しなかった者でないこと。
また、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ落札者とならなかった者で

ないこと。

(8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(9) 下記4.(4)で仕様書等の交付・説明を受け、下記4.(3)の見積り合わせの参加申込みを行った者であること。

4. 契約条項を示す場所及び随意契約：オープンカウンタ方式による見積り合わせ参加申込み等

(1) 契約条項を示す場所

佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎7階

福岡財務支局 佐賀財務事務所 管財課 (電話 0952-32-7161 内線 2742)

(2) 見積書及び工事費内訳書の提出場所

福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館4階

福岡財務支局 会計課 営繕係 (電話 092-411-5037 内線 3328)

(3) 見積り合わせ参加申込み

見積り合わせに参加を希望する者は、下記(4)により仕様書等の交付・説明を受けた後、上記、2.(6)の期限までに、上記(2)へ紙により証明書等の提出を行うこと。

(4) 仕様書等の交付・説明日時及び場所

日 時 平成30年10月3日(水)から平成30年10月19日(金)まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く

場 所 上記4.(1)に同じ(平成29・30年度財務省北九州地区競争参加資格の等級決定通知書

(写)及び印鑑を持参すること。また、参加申込書に法人番号を記入する必要があることから、予め、法人番号を控えておくこと。)

5. 賠償金

落札者が契約を結ばないときは、賠償金として見積金額の100分の5を徴収する。

6. 契約保証金

免除する。

7. 見積書の記載金額について

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 見積書の無効

本公告に示した見積参加に必要な資格のない者のした見積書の提出及び見積り合わせに関する条件に違反した見積書の提出は無効とする。

9. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

以上公告する。

平成30年10月3日

支出負担行為担当官

福岡財務支局財務主幹 井 秀 典